下刈事業仕様書

椎葉村

1　下刈は全刈とする。

⑴　雑草、木竹、蔓類はすべて地上15センチメートル以下に刈払うこと。

⑵　植栽木に巻きついた蔓類は、植栽木からていねいにとりはずし、根元から完全に除去すること。

⑶　区域内に歩道がある場合は、歩行の支障にならないように刈払物を除去すること。

2　植栽木を損傷しないこと

⑴　刈払いに際しては、植栽木を損傷しないように常に注意し、植栽木の周辺においては、特に鎌又は刈払機の操作を慎重にして、植栽木を傷つけないようにすること。

⑵　刈払物が植栽木を被圧しないように除去すること。

3　作業の順序

⑴　作業の順序は、雑草等の繁茂の甚しいか所から始め、順次他に刈り進む等の方法をとり、画一的な実行とならないようにすること。

4　支障木の処置

⑴　造林木以外の立木で、植栽木の生育を阻害するおそれのあるものは、伐倒除去又は巻枯らしを行うこと。

5　その他

⑴　下刈作業中不審な点が生じた場合は、監督員の指示を求めること。